

○防衛省告示第六十二号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第五百号）第十二条第一項の規定に基づき、平成十一年防衛庁告示第四十九号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。施行日前に課した、又は課すべきであった着陸料については、なお従前の例によることとする。

平成二十六年三月三十一日

防衛大臣 小野寺五典

「一四カ(a)ただし書」を「一四キ(a)ただし書」に、「一四カ(b)」を「一四キ(b)」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日」に改め、「ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機であつて」及び「もののうち」を削り、「ものの着陸料」を「航空機（当該航空機の最大離陸重量が五十トン以下のものに限る。）の着陸料」に、「一(一)アの規定の適用」を「一(一)の規定の適用」に、「九百五十円」を「次に掲げる金額」に、「八百五十円」を「次に掲げる金額に十分の九を乗じた金額」に、「千三百八十円」を「使用料告示一(一)ウの規定中「計算して得た金額」に、「千三百三十円」を「計算して得た金額に十分の九を乗じた金額」に改める。

第一号中「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日」に改め、第二号中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

○ 平成十一年防衛庁告示第四十九号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）
 新旧対照条文

改正案	現行
航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場に着陸する航空機（国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）一四キ（a）ただし書に規定するもの及び一四キ（b）に掲げるものを除く。）の着陸料の額は、昭和五十年防衛庁告示第五百五十五号第一の規定にかかわらず、使用料告示一（イ）の規定により得た金額に、次の各号に掲げるものについて当該各号に定める割合を乗じた金額とする。ただし、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機（当該航空機の最大離陸重量が五十トン以下のものに限る。）の着陸料の額についての使用料告示一（イ）の規定の適用については、使用料告示一（イ）アの規定中「次に掲げる金額」とあるのは「次に掲げる金額に十分の九を乗じた金額」と、使用料告示一（イ）ウの規定中「計算して得た金額」とあるのは「計算して得た金額に十分の九を乗じた金額」と、それぞれ読み替えるものとする。 一 当分の間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもの（次号に掲げるものを除く。） 十分の七（ただし、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間、国内航空に従事するものにあつては、二分の一） 二 平成二十七年三月三十一日までの間、国際旅客チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であつて、旅客の運送を行うものをいう。）であるもの 二分の一	航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場に着陸する航空機（国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）一四カ（a）ただし書に規定するもの及び一四カ（b）に掲げるものを除く。）の着陸料の額は、昭和五十年防衛庁告示第五百五十五号第一の規定にかかわらず、使用料告示一（イ）の規定により得た金額に、次の各号に掲げるものについて当該各号に定める割合を乗じた金額とする。ただし、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間、ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機であつて、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものうち国内航空に従事するものの着陸料の額についての使用料告示一（イ）アの規定の適用については、使用料告示一（イ）アの規定中「九百五十円」とあるのは「八百五十円」と、「千三百八十円」とあるのは「千三百三十円」と、それぞれ読み替えるものとする。 一 当分の間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもの（次号に掲げるものを除く。） 十分の七（ただし、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間、国内航空に従事するものにあつては、二分の一） 二 平成二十六年三月三十一日までの間、国際旅客チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であつて、旅客の運送を行うものをいう。）であるもの 二分の一